

兵庫県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱（以下「要綱」という。）第8条に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項の規定により兵庫県知事（以下「知事」という。）が行う低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事が必要と認める図書)

第2条 要綱第6条第1項第9号により知事が必要と認める図書は次のとおりとする。

- (1) 低炭素建築物新築等計画認定等申請添付図書一覧表（様式1）
- (2) 低炭素建築物新築等計画認定等手数料算定表（様式2）

(認定申請の時期)

第3条 法第53条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。以下第5条において同じ。）の規定による計画の認定申請（以下「認定申請」という。）は、当該計画に係る建築物の新築等の着工前に行わなければならない。

(認定申請等に係る図書の提出)

第4条 前条の認定申請をしようとする者は、申請書の正本及び副本（要綱第6条第1項第1号に定める適合証（以下「適合証」という。）が添付されていない計画に係る申請にあつては副本2通）に、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項（法第55条第2項において準用する場合にあつては省令第45条）に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

2 法第54条第2項（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出をしようとする者は、前項に定める図書のほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条の2及び同法第88条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する確認の申請書及び同法第18条第4項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの建築主事の審査を要するものである場合（同項ただし書と同様の審査が行われる場合を除く。）にあつては、要綱第6条第1項第8号に定める通知書又はその写し（以下「確認の申請書等」という。）の正本1通及び副本2通を併せて知事に提出しなければならない。

3 省令第46条の2の規定による軽微変更該当証明書に係る申請（以下「軽微変更該当証明申請」という。）をしようとする者（法第60条に係る建築物の容積率の特例を受ける者を除く）は、申請書（様式2の2）の正本及び副本（適合証等が添付されていない申請にあつては副本2通）に、省令第41条第1項に規定する図書のうち変更に係る図書及び、第2条に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

(認定申請等の提出先)

第5条 法第53条第1項及び省令第46条の2、本要領に定める申請、申出及び報告（以下「申請等」という。）は、当該申請等に係る建築物の敷地の所在地を所管する県民局又は県民センターに対して行うものとする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関等への審査依頼)

第6条 知事は、認定申請において適合証が添付されていない場合にあつては、法第54条第1項第1号の基準に係る審査を要綱第4条に定める登録省エネ判定機関等（以下単に「登録省エネ判定機関等」という。）に依頼することができる。

(計画の通知)

第7条 知事は、法第54条第3項（法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、計画の通知を行う場合は、通知書（様式3）に確認の申請書等を添えて行うものとする。

2 建築主事は、法第54条第4項（法第55条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用する建築基準法第18条第3項により建築基準関係規定に適合することを認めるときは、知事に対して確認済証（様式4）を交付するものとする。

3 建築主事は、法第54条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第14項により建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、知事に対して通知書（様式5）を交付するものとする。

4 建築主事は、法第54条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第14項により建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由があるときは、知事に対して通知書（様式6）を交付するものとする。

(申請書の追加説明等)

第8条 知事は、省令、要綱及び本要領等に基づき提出される図書によって、計画が法第54条第1項に規定する認定基準（以下単に「認定基準」という。）に適合していることを判断できない場合にあつては、申請者に追加の説明等を求めることができる。

2 知事は、適合証が添付された計画の認定申請の内容に疑義がある場合は、登録省エネ判定機関等に説明等を求めることができる。

3 法第54条第3項の規定により建築主事に計画を通知した場合は、建築主事が直接申請者に追加の説明等を求めることができる。

4 知事は、軽微変更該当証明申請における計画が軽微な変更に該当するかどうか決定するために審査する図書に不備があると認め、申請書等の補正又は追加説明書を求めるときは、その旨の通知書（様式6の2）により、提出までの期限を設け申請者に通知できるものとする。

5 前項に係る申請書等の補正又は追加説明書の提出までの期限は、通知日より10日間とする。

(標準処理期間)

第9条 法第54条第1項に規定する計画の認定（以下「認定」という。）の審査に係る標準的な処理期間は、次の各号に定めるものとする。

ただし、前条の規定により追加の説明等を求め、回答があるまでの日数は当該処理期間に含まないものとする。

(1) 法第53条第1項の規定に基づく計画の認定申請については次のとおりとする。

ア 一戸建ての住宅に関する計画にあつては、申請書を受理した日から21日以内、そ

れ以外の計画にあつては、申請書を受理した日から 28 日以内の期間

イ 申請書に適合証を添付している場合においては、アの期間から 14 日を減じた期間

ウ 法第 54 条第 2 項の規定による申出があつた場合においては、ア及びイの期間に、建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げるものにおいては 7 日、それ以外においては 35 日を加えた期間

(2) 法第 55 条第 2 項の規定により準用する法第 53 条第 1 項の規定に基づく計画変更の認定申請及び、軽微変更該当証明申請については、前号の規定を準用する。

(証明できない旨の通知)

第 10 条 知事は、第 8 条第 5 項の通知を行った上で同通知に定める期限までに申請書等の補正又は追加説明書提出が行われない場合にあつては、軽微変更該当証明申請における計画が軽微な変更にあつたかどうかを決定することができない旨の通知書（様式 6 の 3）により申請者に通知できるものとする。

(軽微変更該当証明書の通知)

第 11 条 知事は、軽微変更該当証明申請に係る計画が軽微な変更にあつたと認めるときは、軽微変更該当証明書（様式 6 の 4）を申請者に交付するものとする。

(認定しない又は証明しない旨の通知)

第 12 条 知事は、法第 53 条第 1 項又は法第 55 条第 1 項の規定による認定の申請に対し、認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式 7）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、軽微変更該当証明申請に係る計画が軽微な変更にあつた場合にあつては、該当しない旨の通知書（様式 7 の 2）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 13 条 申請者は、認定又は軽微変更該当証明書を受ける前にその申請を取り下げようとするときは、取り下げる旨の申出書（様式 8）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

(新築等の取りやめ)

第 14 条 法第 55 条第 1 項に定める認定建築主（計画の認定を受けた後、所有者の変更が行われた場合は、変更後の所有者をいう。以下「認定建築主」という。）は、認定された計画に係る建築物の新築等を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書（様式 9）の正本及び副本に認定通知書並びに認定申請書の副本及びその添付図書（以下「認定通知書等」という。）等を添えて、知事に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第 15 条 認定建築主は、認定を受けた建築物の新築等が完了したときは、工事完了報告書（様式 10）の正本及び副本に、建築士による工事監理報告書又はこれに替わる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 認定建築主は、前項により難しい場合は、工事完了報告書（様式 11）の正本及び副本に、工事施工者による建築工事等の施工状況に関する報告書を添えて、知事に提出しなければならない。

3 認定を受けた建築物又は住戸を譲り渡した場合は、その譲渡人及び譲受人が共同して、

名義変更報告書（様式 12）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

4 認定建築主は、法第 56 条により知事から報告を求められた場合は、認定低炭素建築物状況報告書（様式 13）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

5 認定建築主は、省令第 44 条の規定による計画の軽微な変更を行ったときは、軽微な変更報告書（様式 14）の正本及び副本に、変更に係る図書を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、省令第 46 条の 2 に規定する軽微変更該当証明書に係る申請を行う場合を除く。

（調査の協力）

第 16 条 知事は、申請者及び認定建築主に計画の認定等にかかる調査等について、協力を要請することができる。

（改善命令）

第 17 条 知事は、法第 57 条の規定による改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善命令書（様式 15）により認定建築主に通知するものとする。

（取消しの通知）

第 18 条 知事は、法第 54 条第 1 項の認定（法第 55 条第 1 項の変更の認定を含む。）を取り消す場合において、第 58 条の規定に該当することその他の事由により計画の認定を取り消すときは、認定取消通知書（様式 16）により認定建築主に通知するものとする。

（認定等の証明）

第 19 条 認定建築主は、認定等の証明を求める場合は、証明願（様式 17）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の証明願が提出されたときは、証明を求められた内容が台帳の記載事項と相違ないことを確認した上で、証明書（様式 18）を発行するものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成24年12月4日から施行する。

（施行期日）

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

（施行期日）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

（施行期日）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

低炭素建築物新築等計画(変更)認定申請 添付図書一覧表

申請に必要な図書	添付図書チェック欄		
	適合証あり	設計住宅性能評価書あり	その他
共通図書			
設計内容説明書			
付近見取図			
配置図			
仕様書(仕上げ表を含む。)			
各階平面図			
床面積求積図			
用途別床面積表			
立面図			
断面図又は矩計図			
各部詳細図			
各種計算書			
その他確認に必要な書類()			
設備機器関係(住宅)			
機器表			
設備機器関係(非住宅)			
機器表			
仕様書(昇降機)			
系統図			
各階平面図			
制御図			
所管行政庁が必要と認める図書			
登録省エネ判定機関等が交付した適合証			
住宅型式性能認定書又は型式住宅部分等製造者認証書等			
添付図書一覧表			
手数料算定表			
設計住宅性能評価書の写し <注1>			
断熱等性能等級 等級4			
一次エネルギー消費量等級 等級5			
都市の緑地の保全に配慮していることを証する図書(許可書、届出書等の写し) <注2> ※ 以下に掲げるものに該当する場合、□にチェック ⇒ 許可書・届出書等の添付必要 ※ 以下に掲げるものに該当しない場合、チェック欄に「該当なし」を記入			
<input type="checkbox"/> 緑地保全地域	<input type="checkbox"/> 特別緑地保全地区		
<input type="checkbox"/> 緑化地域	<input type="checkbox"/> 緑地協定	<input type="checkbox"/> 生産緑地地区	
<input type="checkbox"/> 建築協定	<input type="checkbox"/> 環境緑地保全普通地区		
<input type="checkbox"/> 計画整備地区			
<input type="checkbox"/> 市街化区域内の大規模建築物(環境条例)			
建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合			
建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書等			
委任状 <注2>			

【認定できる区域であることの確認欄】

下の内容を確認のうえ、右欄の□にチェックすること。

<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域 区域区分が定められていない都市計画区域のうち、用途地域 都市施設である緑地でない区域 	<input type="checkbox"/> 認定申請に係る建築物敷地が左記の区域内に存する事を確認済
--	---

<注1> 設計住宅性能評価書について（県要綱抜粋）

（所管行政庁が必要と認める図書）

第6条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) (略)

(2) 認定の対象が一戸建ての住宅又は住宅を含む建築物における住戸のみの場合において、計画の認定を受けようとする者が、登録住宅性能評価機関から住宅品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下単に「設計住宅性能評価書」という。次に掲げる基準に適合するものに限る。）の交付を受けた場合にあっては、前号の適合証に代えて当該設計住宅性能評価書の写し

ア 断熱等性能等級

品確法第3条の2第1項に規定する評価方法基準（以下「評価方法基準」という。）第5の5の5-1(3)の等級4

イ 一次エネルギー消費量等級

評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級5

<注2> 都市の緑地の保全への配慮について（県要綱抜粋）

（認定基準）

第2条 法第3条第1項に基づく都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号。以下「基本方針」という。）4(2)③に規定する都市の緑地の保全に配慮されたものの認定基準は、次の各号に定めるものとする。ただし、知事が都市の緑地の保全上支障がないと認めたときはこの限りでない。

(1) 次の各号に定める区域内にあるものにあっては、当該各号に定める区域に係る緑地の保全に関する制限の内容に適合しない場合、認定しない。

ア 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条に規定する緑地保全地域

イ 都市緑地法第12条に規定する特別緑地保全地区

ウ 都市緑地法第34条に規定する緑化地域

エ 都市緑地法第45条第2項第1号に規定する緑地協定区域

オ 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に規定する生産緑地地区

カ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条に規定する建築協定区域

キ 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号。以下「環境条例」という。）第97条に規定する環境緑地保全普通地区

ク 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）第31条に規定する計画整備地区

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域内にあるものにあっては、環境条例第118条の2第1項に規定する建築物及びその敷地の緑化基準に適合しない場合、認定しない。

(3) 都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地の区域内にあるものは認定しない。

2 前項第1号及び第2号の基準の適用は、届出等が必要な建築物に限る。

<注3> 委任状について

申請者から委任を受けた方が申請を行う場合に限り必要です。

なお、委任を受けたものの所属する事務所名（電話番号を含む）、事務所の別（行政書士事務所、一級建築士事務所等）、代理者の氏名及び身分（行政書士、一級建築士等）を記入してください。

<注4> 申請図書の必要部数

認定申請に必要な部数は正本1部、副本1部（適合証を添付しない場合は2部）です。

また、変更認定申請の場合は変更内容が分かる図書を添付し、前回の認定通知書及び副本（適合証を添付しない場合は2部）を添えて提出してください。

なお、建築基準関係規定に関する審査をあわせて申し出る場合は、建築基準法第6条第1項に規定する図書等（構造計算適合性判定が必要な場合はその適合判定通知書又はその写しを含む）の正本1部、副本2部をあわせて提出してください。

低炭素建築物新築等計画認定等手数料算定表

	認定に係る床面積の合計	適合証 あり(注1)	設計住宅性能評価書 あり(注2)	適合証・設計住宅性能評価書なし		
				簡易な方法	その他の場合	
住宅部分 戸建	～200㎡未満	7,000	9,100	/	40,000	
	200㎡～	7,500	9,600		45,000	
	住宅部分 共同住宅等	～300㎡未満	12,000		15,000	77,000
		300㎡～2,000㎡未満	28,000		30,000	130,000
		2,000㎡～5,000㎡未満	67,000		69,000	228,000
		5,000㎡～10,000㎡未満	104,000		106,000	318,000
		10,000㎡～25,000㎡未満	168,000		170,000	617,000
		25,000㎡～50,000㎡未満	238,000		240,000	1,065,000
		50,000㎡～	373,000		375,000	1,958,000
非住宅部分	～300㎡未満	12,000	/	96,000	244,000	
	300㎡～1,000㎡未満	22,000		124,000	307,000	
	1,000㎡～2,000㎡未満	35,000		163,000	397,000	
	2,000㎡～5,000㎡未満	104,000		271,000	575,000	
	5,000㎡～10,000㎡未満	154,000		347,000	703,000	
	10,000㎡～25,000㎡未満	201,000		424,000	839,000	
	25,000㎡～50,000㎡未満	243,000		492,000	953,000	
	50,000㎡～	357,000		656,000	1,209,000	

注1 登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関で技術的審査を受けたもの

注2 登録住宅性能評価機関で設計住宅性能評価を受けたもの(断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合しているものに限る。)

【戸建住宅の申請の場合】

【共同住宅等又は複合建築物で住戸の部分のみの申請の場合】

算定表適用欄	床面積 ^{※1}	適合証	設計住宅性能評価書 ^{※2}	金額	備考
「住宅部分」	㎡	有・無	有・無	円	

【共同住宅等、複合建築物又は非住宅建築物で建築物全体の申請の場合】

(共同住宅等又は複合建築物にあつては、建築物全体の申請と併せて住戸の部分の申請する場合を含みます)

算定表適用欄	床面積 ^{※1 ※3}	適合証	金額	備考	
「住宅部分」	㎡	有・無	円		
算定表適用欄	床面積 ^{※1}	適合証	計算方法	金額	備考
「非住宅部分」	㎡	有・無	簡易な方法 ^{※4} ・その他の方法	円	
計				円	

【建築基準関係規定に係る審査の申出等の有無^{※5}】

建築基準関係規定に係る審査の申出	有・無
------------------	-----

※1 床面積は、建築確認申請上の認定に係る床面積(変更認定申請の場合は、変更しようとする部分の床面積)の合計をご記入ください。

※2 適合証が「有」の場合は、「無」に○を付けてください。

※3 共同住宅又は複合建築物で建築物全体を申請の対象とする場合において、共同住宅(複合建築物の場合は住宅部分)の共用部分を計算しない評価方法により一次エネルギー消費量を算出したときは、共用部分を除いた床面積を記入してください(手数料は住戸部分の床面積で算定します。)

※4 簡易な方法とは、兵庫県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第4条の2に定める計算方法(国立研究開発法人建築研究所が整備する「モデル建物法入力支援ツール」による算定)とします。

※5 建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合は、それに係る手数料を加算してください。

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

兵庫県 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が同規則第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の低炭素建築物新築等計画の認定】

【認定番号】 第 号

【認定年月日】 年 月 日

【認定通知書交付者】

【軽微な変更の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意) 第二面から第四面までとして都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五の第二面から第四面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

様式3

第 年 月 日

建築主事 様

兵庫県 印

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画について（通知）

都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「低炭素法」という。）第54条第2項に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定申請に併せて、別添のとおり、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書等の提出がありましたので、低炭素法第54条第3項及び兵庫県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要領第7条第1項に基づき、通知します。

様式4

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項の規定により準用する
建築基準法第18条第3項の規定による確認済証

第 号
年 月 日

兵庫県

様

建築主事

印

下記による確認申請書に記載の計画は、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第3項(同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1 通知年月日 _____ 年 月 日付け 第 号

2 建築場所、設置場所、築造場所

【地名地番】 _____

3 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

【1 主要用途】 _____

【2 工事種別】

新築増築改築移転用途変更大規模の修繕大規模の模様替

【3 延べ面積】

申請部分: _____ m²

申請以外の部分: _____ m²

合計: _____ m²

【4 申請棟数】 _____ 棟

【5 主たる建築物の構造】 _____

【6 主たる建築物の階数】

地階を除く階数(地上階数) _____ 階

地階の階数 _____ 階

【7 天空率の適用】

有 無

道路高さ制限 隣地高さ制限 北側高さ制限

4 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号

5 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付年月日

6 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付者

(注意)この証は、大切に保存しておいてください。

様式5

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項の規定により準用する
建築基準法第18条第14項の規定による適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

兵庫県

様

建築主事

印

別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第3項(同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

(理由)

様式6

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
年 月 日

兵庫県

様

建築主事

印

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第6条第1項(同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第14項の規定により通知します。

記

1 通知年月日 年 月 日付け 第 号

2 建築場所、設置場所又は築造場所

(理由)

(備考)

申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める通知

第 号
年 月 日

様

兵庫県

印

下記による軽微変更該当証明申請書は、申請書等に不備があり、又は申請書等の記載事項に不明確な点があります。

このため、兵庫県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要領第8条第4条に基づき、下記の事項について申請図書等の補正又は追加説明書を求めます。

記

- 1 申請年月日
- 2 建築場所
- 3 申請書等の補正又は追加説明書を求める事項
- 4 申請書等を補正し、又は追加説明書を提出する期限
年 月 日
- 5 その他

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更に関するかどうかを
決定することができない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

兵庫県

印

下記の計画は、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更に関するかどうかを決定することができないので、通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、兵庫県(代表者 兵庫県知事)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
2 建築場所

(理由)

(備考)

様式6の4

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定による軽微変更該当
証明書

第 号
年 月 日

様

兵庫県

印

下記による申請書に記載の低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則
第44条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

(注意)この証は、大切に保存しておいてください。

認定しない旨の通知書

第 年 月 日

様

兵庫県

印

〔都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第45条〕の規定により申請のあった下記の低炭素建築物新

築等計画について、下記の理由により、認定しないことを通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、兵庫県（代表者 兵庫県知事）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定申請の受付番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 理由

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更に関する旨の
通知書

第 号
年 月 日

様

兵庫県

印

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の低炭素建築物新築等計画の変更は、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更に関する旨と判断したため、通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、兵庫県(代表者 兵庫県知事)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

(理由)

申請を取り下げる旨の申出書

年 月 日

兵庫県 様

申出者の住所又は
主たる事務所の所在地
申出者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の申請を取り下げたいので、兵庫県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要領第13条の規定に基づき申し出ます。

記

- 1 取下げる申請の種別
低炭素建築物新築等計画認定申請
低炭素建築物志筑等計画（変更）認定申請
軽微変更該当証明申請
- 2 申請の受付番号
第 号
- 3 申請の受付年月日
年 月 日
- 4 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申出）
有 無
- 5 申請に係る建築物の位置
- 6 取り下げる理由

※ 受付欄	※ 決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。
2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書

年 月 日

兵庫県 様

申出者の住所又は
主たる事務所の所在地
申出者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめたいので、兵庫県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要領第14条の規定に基づき申し出ます。

記

- 1 認定番号
第 号
- 2 認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名等
- 5 取りやめる理由

※ 受付欄	※ 決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。
2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 申出時には、併せて既認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書等を提出してください。

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等が完了した旨の報告書

年 月 日

兵庫県 様

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等が完了したので、都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に基づき、報告します。

記

- 1 認定番号
第 号
- 2 認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名等
- 5 認定低炭素建築物新築等計画に基づき、建築物の新築等が完了したことを確認した建築士
(級) 建築士 () 登録第 号
住所
氏名
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
名称
所在地
- 6 工事中の軽微な変更の内容

※ 受付欄	※ 決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。
2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 報告時には、併せて工事監理報告書等を提出してください。

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等が完了した旨の報告書

年 月 日

兵庫県 様

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等が完了したので、都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に基づき、報告します。

記

- 1 認定番号
第 号
- 2 認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名等
- 5 認定低炭素建築物新築等計画に基づき、建築物の新築等が完了したことを確認した施工者
() 許可 (一) 第 号
名称
所在地
主任技術者氏名
- 6 工事中の軽微な変更の内容

※ 受付欄	※ 決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。
2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 報告時には、併せて工事監理報告書等を提出してください。

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物（住戸）の名義を変更した旨の報告書

年 月 日

兵庫県 様

譲渡人の住所又は
主たる事務所の所在地
譲渡人の氏名又は名称
代表者の氏名

譲受人の住所又は
主たる事務所の所在地
譲受人の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の低炭素建築物新築等計画に基づく建築物（住戸）の名義を変更したので、都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に基づき、報告します。

記

- 1 認定番号
第 号
- 2 認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

※ 受付欄	※ 決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- (注意)
- 1 ※印欄は記入しないでください。
 - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 報告時には、併せて既認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書等を提出してください。
 - 4 譲渡人の記名が困難な場合は、困難な理由及びそれを示す図書を提出してください。

認定低炭素建築物状況報告書

年 月 日

兵庫県 様

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第 56 条の規定により報告の求めのあった、下記の認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の状況について、報告します。

記

1 認定番号

第 号

2 認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 認定建築主の氏名等

5 新築等状況の内容

※ 受付欄	※ 決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意) 1 ※印欄は記入しないでください。

2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

認定低炭素建築物新築等計画の軽微な変更報告書

年 月 日

兵庫県 様

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 44 条に規定する軽微な変更を行ったので、都市の低炭素化の促進に関する法律第 56 条に基づき、報告します。

記

1 認定番号

第 号

2 認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 認定建築主の氏名等

5 軽微な変更の内容

(変更前)

(変更後)

※ 受付欄	※ 決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。
2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

改善命令書

第 年 月 日

様

兵庫県 印

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 57 条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、兵庫県（代表者 兵庫県知事）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

1 認定番号

第 号

2 認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 認定建築主の氏名等

5 命ずる措置

6 改善の期限

認定取消通知書

第 年 月 日

様

兵庫県 印

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 58 条の規定により、その認定を取り消しましたので、通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、兵庫県（代表者 兵庫県知事）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

1 認定番号

第 号

2 認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 認定建築主の氏名等

5 理由

決 裁 欄		
<h1 style="margin: 0;">証 明 願</h1> <p style="margin: 10px 0;">兵庫県知事 様</p> <p style="margin: 20px 0;">申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 代 表 者 の 氏 名</p> <p style="margin: 20px 0;">下記の記載内容は台帳原本と相違ないことを証明願います。</p>		
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定通知等		
証 明 建 築 物 の 概 要	認 定 建 築 主	
	地 名 地 番	
	敷 地 面 積	平方メートル
	建 築 面 積	平方メートル
	延 べ 面 積	平方メートル
	用 途	
	構 造	造 一 部 造
	備 考	
証 明 事 項	認 定 通 知 書	第 号 年 月 日
	変 更 認 定 通 知 書	第 号 年 月 日
	確 認 済 証	第 号 年 月 日
	計 画 変 更 確 認 済 証	第 号 年 月 日
	完 了 報 告 書	第 号 年 月 日
	軽 微 変 更 報 告 書	第 号 年 月 日
	軽 微 変 更 該 当 証 明 書	第 号 年 月 日
	備 考	
理由	収入証紙（消印しない事）	

証 明 書

申請者 様

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 54 条第 1 項に基づく認定通知等

証明建築物の概要	認定建築主					
	地名地番					
	敷地面積	平方メートル				
	建築面積	平方メートル				
	延べ面積	平方メートル				
	用途					
	構造	造 一部 造				
	備考					
証明事項	認定通知書	第	号	年	月	日
	変更認定通知書	第	号	年	月	日
	確認済証	第	号	年	月	日
	計画変更確認済証	第	号	年	月	日
	完了報告書	第	号	年	月	日
	軽微変更報告書	第	号	年	月	日
	軽微変更該当証明書	第	号	年	月	日
	備考					

上記事項は台帳原本と照合の結果相違ないことを証明する。

年 月 日

兵庫県

印

工事監理報告書
(住宅)

年 月 日

様

(級) 建築士 () 登録第 号
住 所
氏 名
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
所在地
名 称

認定低炭素建築物（住宅）新築等計画に従って、下記のとおり建築が行われた旨を確認しましたので報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

記

1 建築物の概要

建築主氏名	
地名地番	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日

2 認定基準適合について

基準項目	照合結果	備考
躯体の外皮性能	適合 ・ 不適合	
一次エネルギー消費量	適合 ・ 不適合	
その他の基準に関する措置	適合 ・ 不適合	(選択項目)
	適合 ・ 不適合	(選択項目)
緑地の保全に関する配慮	適合 ・ 不適合	